

生活保護基準改定に係る審査請求の調査審議について

1. 諮問について

迅速かつ公正な審議を図るため、生活保護の基準改定に係る審査請求については、処分庁、審査請求日及び審査請求の趣旨等が同一であるものを一括りにして諮問を受ける。

2. 調査審議の進め方

- 処分庁、審査請求日及び審査請求の趣旨等が同一であるものを一括りにしてなされた諮問ごとに、各部会に割り振りを行い、各部会において調査審議を行う。
- 事前送付資料や調査審議の進め方については、昨年度の各部会における調査審議の進め方等を踏襲する。
- 7月中旬以降、各部会において調査審議を実施する。